

平成28年11月23日～24日の箱根新道の大雪①

平成28年11月23日から翌24日にかけて、南岸低気圧と上空寒波の影響で11月の首都圏としては異例の降雪があり、**国道1号箱根新道においても路面凍結・積雪が発生**しました。

横浜国道事務所では、降雪が確認された24日未明より凍結防止剤散布と除雪作業を行うとともに、冬用タイヤの装着確認と注意喚起を行いました。降り積もる雪により、**冬用タイヤやすべり止めを装着していない車両の多くが走行に支障をきたし、立ち往生する車両が続出**しました。

24日のお昼前より**箱根新道の全線を通行止めし、立ち往生車両の排除作業と集中的な除雪作業を実施**いたしましたが、4時間におよぶ通行止めとなる事態となりました。



▲ 立ち往生すると、他の車両の通行を阻害し車両滞留の原因となります。



▲ 路肩であっても除雪作業の障害となり、早期の安全確保を妨げます。



◀ 路上でのタイヤチェーンの装着は大変危険です。チェーン着脱場をご利用ください。



平成28年11月23日～24日の箱根新道の大雪②



▲ 事故や立ち往生はより多くの車両滞留を発生させることとなります。すべり止め対策をして安全にご通行ください。



▲ 事故や立ち往生により長い滞留が発生。約40台の車両滞留が確認されました。



▲ 雪道では積雪や凍結のほか、道路への周辺樹木の垂れ下がりなども危険です。

箱根新道は標高差(約800m)があるため、麓側と峠側では天候も路面状況も大きく異なることがあります !!

平成28年11月24日 朝7時頃の箱根新道(麓側と峠側のほぼ同時刻の状況)

○箱根新道の麓側(箱根町湯本)

○箱根新道の中腹付近(箱根町畑宿)



麓で雪がなくても峠は積雪 !!

ドライバーの皆さまへ

冬の**箱根**にクルマでお出かけの際は・・・
**気象・道路情報の確認と、
冬用タイヤの装着やチェーンの携行を!!**

雪道や凍結した道では

**ノーマルタイヤや、劣化した冬用タイヤでは
安全な走行が困難になります!!**

追突事故発生や走行不能にならないよう、**適正なタイヤ装着や
安全な場所での早めのチェーン装着**をお願いします。

(※大型車はWチェーンの装着をお願いします。)

滑り止めの措置をとらない雪道走行は法令違反になります!!

神奈川県道路交通法施行細則【運転者の遵守事項】第11条(1)において「3輪以上の自動車が積雪の場所を通行するときは、タイヤに鎖を巻き、又は特殊タイヤを用いる等して、滑るおそれのないようにすること」と定められており、違反した場合は罰則が科せられます。



雪道で立ち往生する車両



箱根新道での除雪作業

※除雪作業や事故処理等により、通行止め及び通行規制をすることがあります。
ご理解・ご協力をお願いいたします。

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所
神奈川県 県西土木事務所 小田原土木センター
神奈川県 小田原警察署

TEL:045-311-2981(代表)

TEL:0465-34-4141

TEL:0465-32-0110